

# 市町村財政計画策定要領

昭和62年11月 7日制定

最終改正 令和 8年 3月31日

## 1 計画の趣旨

市町村財政計画（以下「計画」という。）は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「法」という。）に規定する健全化判断比率が早期健全化基準未満ではあるが、自主的に財政の健全化を推進又は維持するために、計画的な財政運営を行うことを目的として策定するものである。

## 2 計画の策定団体

次のいずれかに該当し、この要領に基づき計画的な財政運営を図ろうとする団体は、総務部長に計画の策定を申し出るものとし、総務部長は、当該申出を受諾する場合は、申出をした団体に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 実質赤字比率算定における実質赤字が発生している市町村
- (2) 連結実質赤字比率算定における連結実質赤字が発生している市町村
- (3) 実質公債費比率（3か年平均）が18パーセント以上の市町村
- (4) 将来負担比率が200パーセント以上の市町村
- (5) 経常収支比率が95パーセント以上の市町村
- (6) (1)～(5)の財政指標に近い将来該当すると見込まれる市町村（おおむね3年以内）
- (7) 大規模プロジェクト事業を実施ないしは予定している市町村で、事業実施の結果、財政構造の悪化が懸念されるため、計画的な財政運営を行おうとする団体。

## 3 計画の目標

総務部長がこの要領に基づく計画の策定を受諾した団体（以下「計画策定団体」という。）は、財政の現況あるいはプロジェクト事業内容を十分検討し、団体の実情に応じた計画を策定するものとするが、計画期間中において上記2の(1)から(5)の財政指標水準を下回ること。

ただし、上記2(4)の基準についてやむを得ない場合は、策定時の水準を下回ることを目標とすることができるものとする。

## 4 計画の内容

計画は、おおむね次に掲げる事項について、別に定める要領により策定するものとする。

- (1) 財政健全化のための基本方針
  - ① 財政の現況及び財政構造悪化の原因
  - ② 重点施策の概要及び行政水準の状況
  - ③ 歳入の確保のための方策

- ④ 歳出の抑制のための方策
- ⑤ 実質公債費比率の引き下げのための方策
- ⑥ 将来負担比率の引き下げのための方策
- ⑦ 財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の積立に関する方針

## (2) 年次別財政計画

### 5 計画期間

計画期間はおおむね 5 年とする。

### 6 計画のローリング

計画策定後は、毎年度、前年度決算の計数を基準として計画の年次を逐次 1 年ずつ延長していく（ローリング方式）ものとする。

### 7 計画の協議及び助言

総務部長は、計画策定団体からの協議に応じ、計画の策定及び財政運営に関する技術的な助言をするものとする。

### 8 計画策定の終了

総務部長は、計画策定団体が計画の目標を達成し、又は達成と同等の状態にあると判断する場合は、その旨を当該市町村に通知するものとし、当該通知を受けた市町村が、この要領に基づく計画の策定を終了する場合は、その旨を総務部長に通知するものとする。

なお、計画策定団体が、自らの都合により計画の延長をしないこととした場合は、理由を付してその旨を総務部長に通知するものとする。

## 附則

早期健全化基準以上の団体が法に基づく財政健全化計画を策定している場合、または財政再生基準以上の団体が法に基づく財政再生計画を策定している場合には、本要領に基づく市町村財政計画の策定は要しないものとする。